

マイナンバーの利用が始まります。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で、マイナンバーの利用が始まります。

こんな場面で、あなたも**マイナンバー**が必要になります

学生



お勤めの方
保護者など



高齢者
障がい者など



例えば

- アルバイトの勤務先に〔勤務先からの依頼があった場合〕
- 奨学金の申請時に
- 勤労学生の控除手続に

例えば

- 関係の勤務先に〔勤務先からの依頼があった場合〕
- 出産育児一時金や育児休暇の申請時に〔勤務先からの依頼があった場合〕
- 児童手当の申請時に
- 扶養控除等(異動)申告書など会社に提出する税務関係書類に
- 健康保険や雇用保険、年金などの手続に
- 確定申告の際の提出書類〔H28年取得分から〕

例えば

- 福祉や介護の手続に



※中長期在留者や特別在留者などの外国人も上に記載の手続などでマイナンバーを使います。
※マイナンバーを使う手続は法令で定められています。

マイナンバーを使う手続では、以下の書類をご準備ください

マイナンバーを使う手続では、「なりすまし」を防止するために、本人確認が必要です。具体的には番号確認と身元確認を行います。以下の書類を準備して窓口にお越しください。

個人番号カードを持っている場合

番号確認と身元確認が
カード1枚で可能

個人番号カード



個人番号カードを持っていない場合

個人番号カードの申請は任意のため、個人番号カードをお持ちでない方は、以下のものでも番号確認と身元確認を行います。

番号確認

通知カードまたは
住民票(番号付き)など



身元確認

運転免許証または
パスポートなど
顔写真付きの身分証明書



または

または

または

顔写真付きの身分証明書が
ない場合は、健康保険証と
年金手帳など2点



【ご注意ください】

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話や訪問にご注意ください。

●相談窓口 総務課生活・消費相談センター ☎21-6682

マイナンバー制度の問い合わせ ●国のコールセンター ☎0120-95-0178(無料)
●政策企画課 ☎21-6612

「次期可燃ごみ処理施設」(仮称) 建設事業の実施状況をお知らせします。

可燃ごみ処理施設は市民生活に密接にかかわる施設です。建設にあたっては市民の皆さんのご理解を得ながら進めることが重要と考えられます。そのため、現在の事業の進捗状況についてお知らせします。

【これまでの経過】

現在の「出雲エネルギーセンター」は平成15年10月に引渡しを受けて以来、これまで定期的に補修を行い、安全かつ適切な管理に努めてきました。しかし、同種施設の主要機器の耐用年数は一般的に15～20年程度です。このため、平成24年度から「次期可燃ごみ処理施設」(以下、施設という)建設の検討に着手し、平成26年度に建設候補地を古志採石場跡地に絞り込みました。

平成27年5月に地元の古志地区自

治協会の代議員会において、選定経過等の事業説明を行い、6月に同協会から古志採石場跡地への建設に同意をいただきました。



【現在の事業実施状況】

・循環型社会形成推進地域計画を作成しています。

可燃ごみ処理施設は市民生活や経済活動に欠かせない施設である一方で、多額の建設費用を要します。そこで、計画段階から国の補助事業等を活用し、市の財政負担を極力軽減しながら実施します。

国の補助事業を活用するためには、本市のごみ処理計画である「循環型社会形成推進地域計画」に当該施設を新たに位置づけることが必要であり、県・国と協議しながら今年度内にまとめる予定です。

・施設建設予定地およびアクセス道路の調査・検討をしています。

建設予定地の現況は小石等で埋め戻された広大な敷地であり、計画敷地面積の約7倍の広さがあります。そのため、施設整備には地質等の調査をしたうえで、最適な施設配置を検討することが必要です。

さらに、建設予定地周辺には複数の市道があるものの、一般車両やごみ搬入車両の往来には道路改良が必要なため、最適なアクセス道路の調査検討も併せて行っています。

これらの調査結果を踏まえて、来年度以降、具体的な設計作業に着手する予定です。



建設予定地の現況

【来年度の事業計画】

建設中および稼働後の周辺環境への影響を調査する「環境影響評価」や施設の運営方法等を検討する「施設基本計画」の策定作業を始める予定です。

これらの各種事業を計画的に実施し、平成34年度の稼働に向けて取り組んでいきます。

おたずね
環境施設課 ☎2169990